

~もう一度選挙に行きたい!を実現しよう~

10/13裁判傍聴のお願い

“成年被後見人に選挙権の回復を”

第3回目の裁判の傍聴もお願いします!!

この裁判は、「成年後見人を付けると被後見人の選挙権がなくなる（公職選挙法11条1項1号）」のは、憲法に違反すると争っている裁判です。

基本的人権の一つである選挙権を、国が理由のはっきりしていない法律で奪ってしまっているのか。国に選挙の能力を判断する根拠・権限があるのか。こんなことも問われている裁判です。

7月の第2回口頭弁論では、満席の傍聴人が、かたずを呑んで見守るなか、国の提出した書面に裁判長が鋭く質問し、疑問の点を指摘する場面が続き、すごい迫力でした。

第3回口頭弁論でも、国・原告と裁判官とで、どのようなやりとりが行われるか、しっかりと視届け、聴き逃さないように致しましょう!

◆ 東京地裁 第3回公判 約100人が傍聴できる103号法廷をいっぱい!

日時: 10月13日(木) 11時

※ 規定人数を超えた場合抽選のため、**10時30分までに 東京地裁正門入口前**においでください。(時間厳守です!)

場所: 東京地方裁判所 103号法廷。ただし上記※のとおり傍聴券をお受け取りください。
(丸ノ内線、日比谷線、千代田線「霞ヶ関駅」A1出口より徒歩1分)

◆ 裁判後の報告会 *東京地裁からは、徒歩15分。前回と同じビルです。

日時: 10月13日(木) 11時30分~

場所: 日本財団2階会議室 (東京都港区赤坂1丁目2番2号日本財団ビル)

(銀座線「虎ノ門駅」3番出口より徒歩5分、銀座線・南北線「溜池山王駅」9番出口徒歩5分
丸ノ内線・千代田線「国会議事堂前駅」3番出口より徒歩6分)



◆ 問合せ先 杉浦ひとみ弁護士
東京アドヴォカシー法律事務所
電話 03-3816-2061
Fax 03-3816-2063
文京区本郷3-18-11 TYビル302

全日本手をつなぐ育成会では、選挙権回復を求めて、総務大臣宛の署名活動を始めています。HPをご覧ください。報告会でも署名活動をします。